

第二十二回国会 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和三十年五月十日(火曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 荒木正三郎君
理事 秋山俊一郎君
白波瀬米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 唐徳君
長谷山行教君
飯島連次郎君
奥 むめお君
溝口 三郎君
森 八三一君
江田 三郎君
清澤 俊英君
三橋八次郎君
森崎 隆君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君

政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君
農林大臣官房會計課長 武田 誠三君
水産庁長官 前谷 重夫君
通商産業省通商局長 板垣 修君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林水産政策に関する調査の件

(昭和三十年度農林水産関係予算に關する件)

(日中漁業協定に關する件)

(海苔の輸入に關する件)

○参考人の出頭に関する件

○理事(三浦辰雄君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

今日開拓融資保証法の一部を改正する法律案が議題となっておりますが、政務次官、ちよつと今午にか席に見えないので、それからこれは見え次第やることにしまして、まず第一番に昭和三十年度農林省関係予算案の件、これを議題にいたします。この件については本日とはちよつと農林省の事務当局から説明をお願いいたしまして、その結果残された重要問題については、日をあらためて農林大臣その他関係者の出席を求めて御審議を願うことにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(三浦辰雄君) それでは官房の會計課長さん、一つ御説明をお願いします。

○政府委員(武田誠三君) 農林省の會計課長でございます。三十年度の農林関係予算案につきまして御説明を申し上げます。お手元に予算の各ごまかい数字についてお配りをいたしておきますが、全体につきましてごく概要を御説明いたしたいと思います。

昭和三十年度の農林関係予算案につきましては、米麦等の主要食糧を初め、農林畜水産物の価格安定と農林漁業経営の生産性の向上及び多角化を進める等諸般の措置を講じましてその所得の確保を期し、農山漁家の安定をはかります。また、農畜水産物等の集荷その他流通取引の改善及び消費の増進をはかる等の施策をもその重点といたし編成したものであります。

三十年度の農林関係要求予算につきましては、一般會計及び特別會計を通じて、従来の施策であつて引き続き実施すべきものはその継続実施をはかり、新規に着手実行すべきものは、新規に着手実行することといたし、重点的効率的な運営をはかるよう特に留意して参りたいと存じております。

まず最初に一般會計における農林関係予算案の總体についてでございますが、農林省所管合計といたしましては八百四十九億五千二百万円(前年度九

百六十六億一千六百万円)となつております。

また總理府所管の公共事業費五十七億九千六百万円(前年度五十六億八千九百万円)及び大藏省所管の農林漁業金融公庫出資九十五億円(前年度九十五億円)を加へました農林関係予算合計は一千二百四十九億九千九百万円となり、金額において前年度千八百十八億六百万円に對し百五十五億五千七百百万円の減となっております。

かように関係予算におきまして減額を見ましたのは第一に災害復旧事業費において四十四億三千六百万円の減、第二に農業保險費において赤字補てん金繰り入れの減少等による二十六億三千八百百万円の減、第三に食糧増産及び公共事業費において九億四千百万円の減、第四に開拓資金融通特別會計に對する一般會計からの繰り入れが(前年度十五億一千九百万円)本年度は資金運用部よりの借り入れ十億円に切りかへられたことによる減、第五に農業委員会補助金において十四億七百万円の減、第六に二十八、九両年度における被害農家に対する米麦の安売りに伴う損失補てん費において四億七千六百万円の減等計約百十四億円に達する減額となる実質上の原因があつたことによるものであります。従つてこれらを除きますと農林省関係予算は実質的にはおおむね前年度に近い規模になつておると存じます。

〔理事三浦辰雄君退席、委員長着席〕

次に主要経費について簡単な説明を申し上げます。

まず第一に食糧増産対策経費についてであります。いわゆる土地改良、開拓事業等の農地の拡張改良による食糧増産経費は関係予算としましては二百三十七億五千百万円で前年度二百四十五億三千四百百万円に比へまして七億八千三百百万円の減となっております。

しかし、一方財政投融資計画におきまして余剰農産物見返り資金より農業開発用資金として三十億円が充てられておりますのでこれを加へますと前年度に比へて二十二億一千七百万円の増加といえるわけでございます。

なお、右のほか本年におきましては世界銀行から農業開発のための資金も別途考慮しております。

土地改良事業費は関係予算に關する限りでは百六十六億八千八百万円で前年度百二十三億九千九百万円に比へまして七億一千九百万円の減となつております。そのうち国営灌漑排水事業は五十五億五千五百百万円(前年度六十億五千六百万円)都道府県営灌漑排水事業は二十九億九千九百万円(前年度三十二億六千万円)団体営灌漑排水事業は十四億五千九百万円(前年度十五億七千四百

万圓)でいずれも前年度に比へまして若干の減額を見ているのであります。若千の減額を見ているのであります。若千の減額を見ているのであります。若千の減額を見ているのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

増産の基本施設造成の確保を行いたいと考えておるのであります。

特に三十一年度以降におきまして一段と食糧自給度の向上を期するための準備として土地改良調査計画費は前年度一億五千万円でありましたが、これを二億一千六百万円に増加し、その他防災関係事業につきまして九億六千五百万円を、前年度は八億四千百万円ですが、重点的に計上いたしてあります。

次に耕地整備事業費につきましては暗渠排水、客土、区画整理、農土、索道等従来の事業のほか新たに区画整理確定測量費を加えて二十一億三千百万円を計上いたしてあります。が、前年度二十三億二千五百万円に比し一億九千四百百万円の減となつております。

開拓事業につきましては前年度七十三億三千九百万円に比し、七十億七千六百万円を確保しております。このうち開墾建設事業が三十八億六千万円（前年度四十億九千二百百万円）千拓建設事業が二十五億八千四百百万円（前年度二十五億二千百万円）計画費が二億三千八百百万円（前年度一億八千四百百万円）開拓事業補助費が三億九千三百百万円（前年度二億四千万円）計上されております。

開拓に伴います新規入植戸数としては五千五百戸を予定いたしましたか前年度の七千戸に含まれた一部非助成（二千戸）の制度は取りやめまして、全部が助成入植となつております。入植助成のためには以上の開拓事業費のほか、開拓実施費として二十五億四千三百百万円（前年度二十五億八百万円）を計上いたしてあります。

なお開拓事業に關連いたしまして開拓者資金融通及び開拓融資保証の点に

ついて一言申し上げますれば営農資金及び労働牛導入のための中期資金につきましては十四億五千九百万円（前年度十四億八千五百百万円）を従来通り開拓者資金融通特別会計で貸し付けることとなつております。これは別に申し述べますように本年度は一般会計からの繰り入れによりませんで同特別会計が資金運用部資金十億円を借り入れの方法によることとなつておるのでございます。

さらに開拓者の信用資金融通の円滑化をはかりましたため前年度の五千万円に引き置き中央開拓融資保証協会へ的一般会計からの政府出資を引き置き今回五千万円計上いたしてあります。

以上の一般的な食糧増産対策経費のほか鉱害復旧事業といたしまして九億四千百万円（前年度四億四千百万円）災害関連事業といたしまして八億三千百万円（前年度八億五千三百百万円）を計上いたし、これら事業の促進をはかることといたしてあります。併つて前述の食糧増産経費二百三十七億五千百万円にこれらを加えますと二百五十五億二千百万円（前年度二百五十八億二千八百百万円）と相なります。

なお、新規経費といたしまして小圃地開発整備促進に必要な経費一億一千六百万円を計上いたしましたが、これは農山村の小圃地を対象として該当市町村等が計画的に行う小規模の土地改良等に要する事業費の補助を行うものでございます。

第二に耕種改善に要する経費でございますが、まず農産物種子対策につきましては、米麦、大豆、緑肥作物の原々種園原種圃の設置、災害対策用農産物種子の予備貯蔵のほか、米麦等主要食

糧農作物の原種決定試験事業を引き続き実施いたすこととし、総額におきまして五億八百万円（前年度四億六千七百万円）を計上しております。なお、稲以外の採種圃につきましては前年度限り国の補助事業を休止いたしました地方公共団体等の自主的な実施にまかせ、国としてはそのための指導にまづばら力を入れることといたす方針であります。水稲健苗育成のための保溫折衷苗代設置補助につきまして、先の国会で成立を見ました水稲健苗育成施設普及促進法に基きまして右の経費のうち二億二千六百万円を計上いたしてあります。

次に土壌対策につきましては、低位生産地解消のための調査費秋落木田及び酸性土壌並びに特殊土壌対策の経費として三億七百万円（前年度三億一千三百百万円）を要求いたしてあります。次に農業改良普及事業につきましては、十六億七千五百万円（前年度十四億九千九百万円）を要求いたし、農業改良普及員、生活改善普及員及び専門技術員の給与準備を引き上げますとともに普及事務所の運営費として新規に四千三百百万円を計上いたしてあります。

次に植物防疫事業につきましては、総額におきまして五億四百万円（前年度六億九千六百万円）を要求いたしてあります。前年に引き続きまして、病害虫の発生予防、防除組織の整備に努めますとともに農薬備蓄制度を強化することといたしました。

次に農業関係試験研究事業につきましては、その整備と内容の充実強化に努めることとし、農業技術研究所及び農業試験場の経費として十二億七千万円（前年度十一億五千五百万円）都

道府県指定試験、育種試験、施肥改善試験、営農試験地の事業及び都道府県農業試験場拡充強化等、試験研究関係補助として二億百万円（前年度二億一千二百百万円）を計上いたしてあります。

なお、西南暖地におきまして水田生産力増強のための水稲早熟栽培施設の助成のため五千五百万円（前年度五千七百万円）を計上いたしてあります。次に北海道農業振興につきましては前年度に引き続きまして六千六百万円をもつて心土耕、混田耕用の機械購入をはかるとともに甜菜の生産確保のために前年度同額の一千三百万円を計上いたしてあります。

以上のほか耕種改善事業としましては輸出振興の一環として特殊農作物及び園芸農作物の生産確保改善の経費として二千四百百万円（前年度三千百万円）を計上いたしてあります。

第三に畜産振興の経費について御説明をいたします。まず家畜の導入についてでございますが、集約酪農地区の設置につきましては二億円（前年度二億三千四百百万円）を計上いたし、二億六千四百万円（前年度二億八千四百万円）を加えて総額四億八百万円（前年度五億八千四百万円）の計上を要いたします。乳牛を導入することといたしてあります。

また品種改良のための種畜購入費として二千三百万円（前年度六千九百万円）同じく補助として三千五百万円（前年度四千九百万円）を計上いたし、すとともに畜産家畜施設資金利子補給に必要な経費としましては二億九千三百百万円（前年度二億五千万円）を計上しておりますが、これによりまして本

年度約九億八千万円の融資が行われるものと考へております。

次に自給飼料対策でございますが、まず牧野改良対策として草地改良に一億五千三百百万円（前年度一億二千五百万円）牧野改良センターに四千四百万円（前年度四千二百百万円）北海道に補助としまして八百百万円（前年度千二百百万円）を計上いたしまして牧野改良事業の機械化を急速に推進いたすことといたしました。ほか自給飼料増産のために飼料自給経営施設補助として前年度と同額の一千五百万円を計上いたしてあります。

また畜産技術の振興をはかりましたために畜産技術振興補助として新規に二千万円を計上いたしましたが、これは全国及び県における畜産共進会及び畜産技術講習会の経費等を内容とするものでございます。

さらに第四といたしまして、蚕糸業の振興に要する経費についてでございます。生糸の輸出増進のため昨年設置されました中央蚕糸協会ニューヨーク事務所における宣伝事業費を七千万円（前年度五千万円）に増額いたし、すとともに、国内における原料繭の合理的な増産と生産費低減の措置といたしまして、従来の経営改善特別指導施設費補助として六千五百万円（前年度六千七百万円）老朽桑園の改植の推進を目的といたしまして桑園率増進施設に対する補助として六千二百百万円を新規に計上いたしました。このほか蚕糸の技術改良関係の経費といたしまして二億三千七百万円（前年度二億三千七百万円）を計上いたしてあります。

第五といたしまして、農畜水産物等、並びに生産資材の流通改善及び価

格安定に関する経費について御説明をいたします。農林漁業の経営の安定と所得の確保をはかりましたためには農畜水産物等の価格安定生産費の低下をはかることが何よりも急務であることは言までもないところでございまして、これらに關します予算措置をいたしましてはまず化学肥料につきましては一般会計におきまして臨時肥料供給安定法に基づき需給調整のための肥料保管措置による欠損補てんの経費、及び肥料市況調査等の経費として一億四千五百万円(前年度六百万円)を計上いたしました。

購入飼料につきましては、食糧管理特別会計におきまして海外の市況調査費として百万円を計上いたしましたほか、同会計におきまして輸入飼料の売買操作により需給及び価格の安定をはかること、いたしまして、そのために要する欠損額約四億四千万円を負担することと相なっております。

また生鮮食料品の流通改善対策をいたしまして、生鮮食料品の取引を公正にいたし、生産者及び消費者の利益を増進するための流通施設等の新増設の経費補助として一般会計において一億円を計上いたしました。

砂糖につきましては、特殊物資納付金処理特別会計が大蔵省所管で設置されました。農林省その他関係省において所要の施策を講じたいと考えておりますので、一般会計におきまして、その適正な標準価格を設定するための調査費(四十五万六千円)を計上いたし、関係措置に資することとした次第でございます。

また牛乳乳製品につきましても、現

在の需給事情の改善に資することがきわめて緊要と思ひまして一般会計におきまして農業協同組合に簡易な牛乳処理施設の設置を助成すること、いたしましてその経費を二千二百万円計上いたし、廉価な牛乳の供給と消費の拡大をはかること、いたしておりますほか、今般国内産脂肪粉乳が学童給食に使用されることとなりましてその購入費補助として六千六百万円を計上いたし、この面からも消費の促進に資したいと存じております。

第六に農林漁業関係の団体の経費について御説明いたします。まず農業委員会関係につきましては、全国農業会議所、推進府県農業会議に対する事業活動促進に必要な助成を前年に引き続きまして行ふこと、いたしまして五千五百万円(前年度四十二百万円)を計上いたし、前年より市町村農業委員会費補助につきましては、本年度からは職員二人の担当する事務のうち二分の一の人事務に相当するものに對し補助すること、いたしまして残り一、五人分につきましては地方財源計算に組み入れること、いたしました。これによりまして前年度二十四億一千六百万円に對し、本年度は十億一千三百万円に減少をいたしております。

次に農業協同組合につきましては、同中央会の事業活動促進補助五千万円(前年度三千万円)を要求いたしますとともに農林漁業組合の検査指導につきましては九千七百万円(前年度九千九百万円)を要求いたしましてその監督に遺憾なきを期しております。またそれらの組合に對します増資奨励金等に充てますため四億五千七百万円(前年度四億六千六百万円)を要求

いたしましてその再建整備を促進いたしますとともに調整勘定基金を見返り、いたしまして農業協同組合役員奨励資金といたしまして七千万円、全国養蚕農業協同組合信用保証協会基金補助といたしまして三千二百万円を要求いたしております。

右のほか沿岸並びに内水面の漁業調整委員会に要する経費をいたしましては、前年同額の一億一千七百万円を計上いたし、また養蚕技術員に対する補助金もおおむね前年度に準ずる一億一千八百万円を計上いたしました。

第七に農業災害補償関係の経費についてでございます。農業災害補償制度につきましては前年度以来農業災害補償制度協議会を設けまして制度改善について検討いたして参りましたが、いまだ全面的な結論を得るに至りません。また一部中間答申がございしましたが、これについても実施上なお研究と準備を要します。この関係予算は総額四百四十五億八千五百万円(前年度百七十二億二千四百百万円)を計上いたしております。

このうち農業共済再保険特別会計繰入分といたしましては、水稲、陸稻、麦、蚕桑、家畜の保険料国庫負担分及び業務取扱費として九十二億八千七百百万円(前年度七十九億九千九百万円)を、同特別会計再保険金支払財源不足補てん金といたしまして二十八億四千万円(前年度六十七億四千万円)を計上いたしました。なお以上のほか農業共済事業事務費負担金として二十三億一千百万円(前年

度二十三億八千万円)を要求いたしております。

第八には農林漁業におきます財政投融資と営農資金等の利子補給関係経費について申し上げます。まず農林漁業金融公庫であります。一般会計の出資金五億五千万円(前年度同額)資金運用部からの借入金百五十五億(前年度同額)に償還金五十五億(前年度計画二十五億四億五千万円)を加えて、二百五十五億円を確保し、従来に引き続き土地改良、林業漁業並びに農林畜水産共同利用施設等に対する融資を行います。ほか自作農維持と営農施設の増進をはかるため新たに農地担保金融の道を開きまして、本年度はさしあたり右のワケ内におきまして二十七億四千万円を充てること、いたしまして将来の拡充を期すること、いたしたのであります。

特別会計によりまして農林省関係の政府融資ないし融資保証の制度としましては、開拓者資金融通及び中小漁業融資保証保険の面特別会計があることは御承知の通りであります。開拓者資金融通特別会計の融資予定額としましては十四億五千九百万円を計上いたし、また中小漁業融資保証保険特別会計におきましては、年間百五十億円の保証を予定しております。

一般会計による利子補給金といたしましては、昭和二十八年及び二十九年発生災害の被害農家に対する営農資金利子補給、十勝沖地震による農薬施設災害復旧資金に対する利子補給並びに水産関係のルース台風、十勝沖地震、カムチャッカ沖地震等によります漁業災害及び昭和二十九年発生漁業災害に對する復旧資金の利子補給等を含めまして十八億九千二百百万円(前年度十八

億四千万円)を計上いたしましたほか、右畜農家創設資金利子補給につきましてはさきに述べた通りでございます。

第九といたしまして林業振興のための経費について御説明申し上げます。まず山林公共事業費につきましては、治山事業に四十四億五千九百万円(前年度四十六億六千二百百万円)、造林事業に三十億八千四百百万円(前年度三十三億二千九百万円)、林道事業に十六億五千六百万円(前年度十七億三千六百万円)を計上いたしましたが、治山事業の中では新たに水源林造成補助事業を長期計画的に拡充実施すること、いたしまして、本年度は前年度三億一千四百百万円に對し約二倍である六億二百万円を計上いたしております。

また、これに關連しましては、国有林野事業特別会計におきまして公有林野の官行造林事業を大いに拡充し、特にその中で水源林の造成に重点を置くこと、いたしました。この兩者を合せて水源林造成事業強化の初年度としたいのであります。

一般民有林対策としましては、森林計画に五億四千六百万円(前年度五億七千九百万円)、保安林整備計画実施に三千六百万円(前年度三千四百百万円)、森林病虫害防除に二億三千七百万円(前年度二億四千百万円)、林業改良普及に一億四百万円(前年度九千八百万円)等を計上いたしております。

第十といたしまして水産業の振興の経費につき御説明申し上げます。水産業の振興のためには沿岸及び沖合におきまして資源枯渇の傾向にある現状にかんがみまして従来の水産増殖事業を継続するほか海外漁場の発展、新漁場

の開発に特段の努力を払うこととした
しております。

水産資源の増殖につきましては一億
二千万円（前年度一億三千四百万円）
を計上いたしまして、前年に引き続
きまして内水面における種苗生産及び
放流施設、貝類増殖、浅海増殖を実施
いたす方針であります。

新漁場の開発につきましては、沿岸
及び沖合におけるものに対しては、新
規に一千万円、インド洋開発のため一
千五百万円（前年度三百万円）アルゼン
チン沖合における調査開発のために新
規三千万円を計上いたしております。

また漁業取締り関係につきましては
は、北洋係一億四千万円（前年度九千
八百万円）、太平洋及び東支那海関係一
億八千四百万円（前年度二億九百万円）
沖合関係八千七百万円（前年度八千八
百万円）を計上いたしております。ま
た新規に国際関係の調査取締りとして生
物調査、アラフラ海白蟻採取取締り
等のため三千七百万円（前年度七百万
円）を計上いたしておりますほか、漁
場開発調査のため、官船一隻（五〇〇ト
ン）の建造費一億八千万円を計上いた
しております。

次に漁港施設の拡充につきましては既
着工地区の早期完成をはかることに重
点をおきまして十八億三千九百万円
（前年度十八億四千九百万円）を要求いた
しております。

第十一、農地、林野、漁港関係の災
害復旧費について申し上げます。農地
及び農業公共施設の災害復旧に百二十
七億七千六百万円（前年度百六十七億
六千万円）、治山施設及び林道の災害復
旧に七億三千百万円（前年度九億八千
五百万円）、漁港の災害復旧に十三億二

千六百万円（前年度十五億二千四百万
円）合計百四十八億三千三百万円を計
上いたしました。前年度百九十二億三
千九百万円に比しまして四十四億三
千六百万円の減少となっております。も
っとも前年度予算には補正予算で計
上されました当年度分の災害復旧費十
七億九千万円が含まれておりますので、
これを差引きますと減少額は二十
六億四千五百万円となるわけでありま
す。

本年度におきましては、これにより
まして二十七年以前の災害につきまし
ては残事業量の三分の一を完了し、二
十八年災害につきましては総事業量の
六五％、二十九年災害につきましては
同じく五五％まで完了いたすことを目
途としておるのでございます。

以上をもちまして農林省関係一般会
計における主要な経費についての御説
明を終ります。

次に、引続きまして昭和三十年度の
農林関係特別会計予算について御説明
いたします。

第一に食糧管理特別会計につき申し
上げます。この会計の歳入、歳出はと
もに七千二百四十五億九千七百万円
（前年度七千四百四十九億六千三百万円）
となっております。

米穀の管理制度につきましては、先
般の米穀懇談会の答申の趣旨を極力尊
重しまして、三十年産米については、
集荷制度を新たな事前審査申請制に切
りかえることといたしまして、その集
荷数量は二十九年産米の集荷予定数量
と同量の二千三百五十万石と予定いた
しまして、来米年度におきましても
本年度程度の配給量を確保する計画と
なっております。

国内産米については、ほぼ二十九年
産買入実績程度の数量の買い上げを予
定しております。

輸入食糧につきましては、配給外米
の品質の向上に留意することといた
し、準内地米の輸入数量を増加するこ
ととし、小麦も若干輸入量を増加して
内地食糧の不足を補うことといたしま
した。

生産者価格について申し上げます
と、米につきましては米価審議会の専
門委員会におきまして算定方式その他
を検討いたしておりますので、予算上
の価格としては一応前年産米の生産者
価格決定時における想定農家平均手取
価格を計上いたしまして、麦につきま
しては、予算上の価格として前年産の
価格を計上いたしております。

また消費者価格及び政府常備価格に
つきましては予算上は米麦ともに現行
通りの価格で算定することといたしま
した。

食生活改善のための学童給食用小麦
の廉価払い下げに伴う損失補てん金と
いたしまして十六億九千三百万円及び
前年度風水害、冷害による被害農家に対
する飯用米麦の特別価格払い下げに伴
う損失補てん金として一億二千万円（前
年度五億九千六百万円）を一般会計よ
り繰り入れることといたしております。

米麦以外の農産物等につきましても
前年に引き続き、でん粉、テンサイ
糖、甘藷、生切干、菜種、飼料の買入
費を計上し、農産物等の価格の安定及
び農家所得の確保をはかる措置を講じ
たいと考えております。

第二に農業共済再保険特別会計につ
いて申し上げます。この会計の各勘定
を通じて、歳入、歳出はともに百

四十六億六千二百万円（前年度百七十
三億八百万円）となっております。こ
のうちまず農業勘定であります。三
十年産特別会計予算では前年度の同会
計予算に比しまして、予算算定上の米
の基本価格と蔵の推定価格が変更いた
しました。その結果共済掛金の国庫負
担額は増加を来たとしております。また
二十九年度の風水害、冷害によります
再保険金支払財源の不足補てん分とし
てさしあたり二十八億円を予定いたす
こととし、この経費を含めまして百十
四億二千二百万円（前年度百四十億三
千九百万円）を一般会計より受け入れ
ることといたしております。

次に、家畜勘定につきましては、死
亡、廃用事故と疾病傷害事故の共済掛
金の国庫負担額につきましては一応予
算上におきましては、前年度程度を予
定いたし五億七千四百万円（前年度五
億五千五百万円）を一般会計より繰り
入れることといたしております。

第三に森林火災保険特別会計につ
きましては、歳入、歳出ともに三億二
千七百万円（前年度二億九千万円）を
予定いたしております。

第四に漁船再保険特別会計につき申
上げます。まず普通勘定につきまし
ては、歳入、歳出ともに十二億六百万
円（前年度九億七千六百万円）でござ
います。三十年度から新たにこの勘定に
おきまして、搭載漁具の保険をも引き
受ける道を開くことといたしました。

特殊保険勘定は、歳入、歳出ともに
五億七千万円（前年度五億九千三百万
円）を計上いたしております。

また、給与保険勘定につきまして
は、特殊保険と同様の考えのもとに保
險事故が発生した場合の再保険金の財
源として資金運用部より三千五百万円
の借入を予定し、歳入、歳出とも六千
五百万円を計上いたしております。

第五に自作農施設特別措置特別会計
につき申し上げます。この会計の歳
入、歳出は二十五億五千八百万円に
ございまして、土地の買収につきまし
ては、既耕地四千町歩、未耕地一万七
千町歩、牧野千五百町歩、またその
売り渡しにつきましては、既耕地六千
町歩、未耕地四万九千町歩、牧野三千
町歩を予定いたしております。

なお、従来この特別会計の余裕金に
よりまして、自作農維持のため、農地
の買収、売り渡しの方式による資金融
通を行なっておりましたが、三十年度
からは農林漁業金融公庫において農地
担保金融を行うこととし、その資金計
画中に施設に対する融資も含めて二十
七億円のワケを確保することといたし
ましたことは先に申し述べた通りで
ございます。

第六に開拓資金融通特別会計につ
き申し上げます。この会計の歳入、歳
出は十七億三千八百万円（前年度十九
億五千五百万円）でございまして、
三十年度は新規入植者五千五百戸
を予定いたしております。二十八、二
十九年の入植者を含め、これらに対し
営農資金及び共同施設資金として十億
七千五百万円を貸し付けるといた
しております。また営農促進対策資金
のうち乳牛の貸付につきましては、従
来入植後五カ年以降の者に限っていた
のでありますが、特に一年早め、入植
後四年目の者に對しても融資いたすこ
ととし、乳牛三千二百頭（前年度七百
七十頭）、得畜四千八百頭（前年度五
千五百頭）計大家畜八千頭（前年度六千

二百七十頭)を導入させるため三億八千四百万円を計上し、既入植者の安定をはかることとした。これらの資金は従来一般会計よりの受け入れによりまかなっており、三十三年度は償還金と借入金によりこれをまかなうこととした。十億円を資金運用部より借り入れることとした。

第七に国有林事業特別会計につき申し上げる。この会計の歳入、歳出は四百七億八百万円(前年度三百五十四億一千万円)で、前年に比し増加いたしましたのは、主として二十九年度十五号台風等により北海道等に発生いたしました風倒木を前年に引き続き処分したため、歳入増であり、歳出におきましてもこの処分に必要な諸施設の増強を行うと同時に、官行造林事業を強力に行うため、種苗養成費を含めて十億四千三百万円を予定いたしました。その他、増加いたしましたところ等のため増加いたしました。また治山治水対策の重要な一環として前年に引き続き治山治水に重要な地域における民有保安林を本会計をもって買い取り、これに対し治山工事を施行することとした。この経費三十一億七千六百万円を計上しております。

第八に糸師安定特別会計につき申し上げる。歳入、歳出ともに六十八億九千二百万円(前年度三十二億八千七百円)を予定いたしております。生糸の価格は現在のところ急激な変動はないかと思われ、本特別会計予算におきましては、三十年度の政府の買い入れは一億三千万(前年度一億七千万)とし、買上価格は一億九千万円と予定して算定いたして、買入費

として五十七億円を計上することとしたのであります。これは現状に即して、特に繭糸価格の安定措置を強化するためにこの会計の現在保有する資金のみでは事應発生の際は買入費に不足を来すおそれがあるため、別途糸師安定特別会計法を一部改正いたしまして、借入金の道を開くことを予定いたしております。

また蚕糸業の経営の安定をはかり、繭糸が異常に低落のおそれある場合には、養蚕農協同組合連合会をして、繭糸の共同保管をなさしめることとした。このために必要な経費は、本特別会計の予備費より適時支出する方途を講じて参りたいと考えております。

最後に、中小漁業融資保証保険特別会計について申し上げます。この会計は二十七年、五億の基金で発足いたしました。が、二十八年、二十九年は保険金の支払い少く、基金は利子とともに繰り越されて参りました。三十年度は保証額を百五十億円、これに伴う保険金支払いは四億三千四百万円と推定いたしました。歳入、歳出ともに八億二百万円を予定いたしております。

以上をもちまして農林省関係の一般会計及び特別会計予算のおもな事項についての概要の御説明を終ります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

昭和三十年度農林関係要求予算案の御審議をお願いいたします。機会に当りまして、予算案の編成の基本となり、農林漁業政策及び食糧増産の考え方についてまず一般的に申し上げて、わが国の農林水産業が、国民経済の基盤として最も重要な産業であることは申すまでもないところであります。

従つてわが国当面の自立経済達成のため、その果すべき役割のきわめて大きなものがあることは言うまでもないところであり、今やわが国は、経済自立を達成し、生産、消費の水準を高め、完全雇用に接近すること、に万全の力を尽すべき態勢に立つておると存するのであります。これがために政府は全体として、総合的な長期経済計画を立て、各般の施策を講ずることとして、本年はまずその地固めを、近き将来の経済の拡大均衡に転ずる基礎を確立するときであると考えているのであります。特にわが国としては、世界各國との交流及びこれに伴う経済競争にこそ留意して参らねばならぬ情勢にありますが、わが国農林水産業としては、最も直接的に關連する世界の農林水産業の推移や、特に一部の農産物について供給の過剩傾向、価格の低落傾向を現われている実情にかんがみ、国内における農林水産業の実情と、この困難な環境につきまして、十分な認識

を持ち、今後の農林漁業政策の方向を誤らなす、遺憾なきを期せねばならぬときであると考えるものであります。本三十年度は、ただいま申し上げましたように、明年度以降におけるわが国経済の指向すべき態勢を整え、準備することとして、農林漁業政策及び食糧増産としまして、米、麦等主要食糧を初め、畜産物、水産物を含め、食糧全体として総合的に国内自給力を高めるよう、各施策を効率的に実施して、合理的な増産をはかることとしたし、あわせて食生活の改善を進めて、もつて国民食生活の安定に資する考えであります。農林漁業者に対しては、農林畜産物の価格の安定及び農林漁業経営の生産性の向上及び多角化を推進する等、諸般の措置を講じ、農山漁家の経済安定をはかりたいと存するものであります。特に肥料、飼料その他の生産資材の供給増加及び価格の引き下げに力をいたし、米穀その他農林畜産物の集荷その他流通取引の改善を行い、消費の増進をはかる等、各般の施策を講じます。これは、一はわが国農林漁業の国際的抵抗力を強め、他は農山漁家の経営の安定と、国民生活の安定に資する重要なことと考えております。大部分が客観的な所得階級に属する農山漁家について、租税負担の軽減もできる限りこの目的に資するよういたしたいと存するのであります。

従いまして三十年度の農林省関係要求予算につきましては、一般会計及び特別会計を通じて、現段階におけるわが国財政経済と国民生活の状況に即するものと、農林漁業政策及び食糧増産に極力遺憾ないことを期しまして、従来の政策で引き続き実施すべきものはこれを継続して行い、特に実質的な確保をはかりまして刷新し、または新規に着手、実行すべきものは極力これを行い、またはその準備を整えて、来年度以降の発展に備えるよう配慮をいた

しまして必要な経費を計上したつもりであります。財政投融資に關しても、右一般会計及び特別会計の予算とともに、またこれと相補いまして、兩者を通じて、施策に遺憾なきを期しているものであります。

以下おもな事項について、なお少しく詳細に申し上げます。まず第一は、国内の総合的な食糧の自給度の向上であります。これにつきましても、農地の拡張、改良、耕種改善、畜産振興及び水産振興等の措置を通じて、現段階におきまして、必要、かつ、可能な増産を達成できるような基礎をつちかい、関係者の増産意欲の向上に留意して、平常の条件におきましては、農林水産関係の経済計画の初年度の目標を少くも達成できるようにして参りたいと考えております。すなわちその経費のおもなものとしましては、まず一般会計におきまして、農地の拡張、改良に二百三十七億五千万円、耕種改善に十四億七千万円、畜産振興に十二億一千万円、水産振興に二十五億三千万円を計上いたしております。また農林漁業金融公庫予算、土地改良関係百十四億円、漁業関係二十四億一千万円、その他農林関係の共同利用施設関係四十五億五千万円を融資することにしたのであります。

また世界銀行からの借款に期待するとともに、余剰農産物の見送り資金からの資金確保を相当額予定いたして参りまして、これにより、農業開発を一段と進めて参りたいと存じておるものであります。農業生産性向上の基礎であります農地の拡張、改良の実施に当りましては、経済効果及び増産効果を

計上いたして、買入費

高めるよう、できるだけ効率的な事項に力をいたし、実質的な効果の増加をはかりたいと考えております。なお、従来土地改良事業の助成の対象となつてなかつた小規模の土地改良事業につきましては、新たに小規模地開墾整備事業として取り上げ、土地改良事業のすみやかな実効をあげるよういたしたい所存であります。

次に耕種改善につきましては、水稻健苗の育成、植物防疫の確保等のほか、従来の生産確保措置を引き続き推進し、また畜産につきましても、自給飼料及び購入飼料の供給確保を行い、畜産物の価格の安定に努め、流通改善及び消費増進等の措置を加えて、畜産の振興と安定をはかりたいと存じております。

水産の振興につきましては、国際関係の好転による遠洋漁業の拡大に期待し、実情に即する沿岸及び沖合の漁場における生産力の維持増進に努める所存であります。これらの施策による総合的食糧の自給度向上対策と相待ちまして、国民の食生活の改善を促進し、国内及び国際事情に即応した食糧自給の総合調整に努め、国民経済の安定をはかつて参りたいと考えております。

第三に、農林漁業経営及び経済の安定に関するところであります。最近における国内及び国際事情にかんがみまして、農林漁業経営の安定をはかることが急務でありますので、このためには特に意を注がねばならんと存するのであります。これがため、まず肥料、飼料、農薬、漁業用燃料等、重要生産資材につきましても、その増加と価格の低廉化に特段の努力を払う方針であります。これにつきましては、すでに一部

その具体化を見たのでありますが、特に肥料につきましても、今後合理的な増産と値下げができるよう、各種の措置を講ずることとし、また飼料につきましても、国内飼料の増加とともに、輸入の増加をはかり、政府の買い入れ及び売り渡しの措置により、価格の適正化に努める所存であります。さらに自作農経営の維持安定と営農の高度化に資するため、従来の農業金融制度に加えて、農地担保による長期、中期の低利な資金の融通を行う道を開き、このために三十九年度におきましては二十七億円を予定し、農林漁業金融公庫を通じて融資をいたす所存であります。

次に、農山漁家の経営安定上、重要な災害に対する復旧及び補償に關しまして申し上げます。三十九年度予算におきましては、前年度に比しして、公共事業としての農地、林野その他の施設の災害復旧に關する経費は約四百四十八億三千万円で、前年度に比し、かなり大幅に減額となつておりますが、これは一つには処理すべき災害の度合が、三十九年度においては二十九年度に比しして少かつたことと合せて、経済自立の地固めの年として、財政事情をも考慮いたしまして、河川その他の分野における施設災害復旧率とはほぼ同様にとどめることとし、将来を期した次第でございます。次年度以降ににおきまして、一段とその復旧の促進に努めたい所存であります。

害が異常災害の年であつた。二十八年度の災害に比して少かつたことに基因するものであります。その他の経費につきましても、ほぼ前年と同様に計上されておりますので、災害補償制度の運用については、別段支障がないことになっております。さらに災害補償制度の根本的改正に關しましては、関係方面の異常な御努力にもかかわらず、いまだ最終的な結論に到達いたしておりませんので、なお引き続き研究を進めることとし、本年度においてはさしあたり町村合併に伴う農業共済組合の整備と、その事業運営の適正化に格段の努力をいたしたい所存であります。

次に、農業団体につきましては、よりやく農業会議及び農業者協議所や農業協同組合中央会が発足いたしておりますので、これらの団体の機能の充実強化を期待いたします。農業委員会に關しましては、本年度は約十億七千三百万円の補助金を一般会計に計上して、二十九年度に比して約十四億円の減少と相なつておりますが、これはなおおむねこの減額に近い程度を地方財源計算に組みかえたのでありまして、この支出による各町村の農業委員会の機能が各地方の事情に適應いたして確保せられることを期待しております。

経費として、約総額九十一億円を計上しております。

次に、農林畜水産物の流通改善及び消費増進について申し上げます。せっかく増産せられた農水産物等が、現状の需要と供給の關係で相當な価格下落の徴候が見られるものがある状況におきましては、生産者の増産意欲を喪失させ、政府の施策の目的にも反することになりますので、今後におきましては流通取引の改善の面からいたしまして、生産者には手取りを多し、消費者には低廉に供給することに努めたいとすべきであると考えております。特に今後増産に大なる期待を寄せられてゐる畜産物、水産物等につきましましては価格安定に重点を加え、消費増進と流通改善の対策を積極的に講ずることとし、三十九年度予算におきましては、そのために約一億九千三百万円を計上いたしました。

次に、国民生活に最も重要な影響を持つ米穀につき、その管理方式につきまして申し上げます。食糧管理制度につきましても、今後引き続き慎重検討すべきものがあると存じますが、さしあつて緊要な昭和三十年産米の集荷制度については、すでに実情に沿わなくなつてゐる従来の供出割当制度はこれを廃止し、主として生産者の自主的な事前売り渡し申し込み制度と、農協その他の集荷団体の能率的な集荷に期待した新しい集荷方式に切りかえることといたし、さらにこの制度を期実効を確保するため、米価の適正を期することともに、集荷業者及びその団体の集荷力を育成するための集荷奨励金の増額、売り渡し代金についての減税措置、申し込みにかかる売り渡し分につ

いての価格差の設定等について考慮いたしたい所存であります。また国民食糧の確保のためには、これに即応して必要な輸入食糧の品質の向上及び必要な供給の確保をいたすことはもちろんであります。少くとも当分の間は現行の米の配給はこれを維持確保いたしていくと考えております。なお、砂糖につきましては国内テンサイ糖に關する従来の措置を継続するのは申し上げるまでもないところでありますが、供給の大部分を占める輸入砂糖につきましましては、需給關係及び外貨事情等に基いて企業に適當な中間利潤が発生する場合におきましては、国内農産物の価格との調整をはかりつつ、価格安定と需給調整をする必要があると存じております。また単作地帯の農業に關する対策につきましても、従来に引き続き、また米の新集荷制度に關連しても、できるだけ遺憾のないようにする所存であります。

第三に、農林水産物の輸出振興に關して申し上げます。農林水産物の輸出がわが国輸出額の約二割に近い比重を占め、しかも外貨取得率がきわめて高いことに着目して、主要な輸出農林水産物につきましましては必要な施策を講じて、その生産確保と輸出増進をはかりたいと存じます。なかんずく生糸につきましましては、海外宣伝事業の強化、絹糸価格の安定強化のため、糸価安定特別会計による買入れ額の増大をはかるための借入金制度、または糸証券の発行制度の創設による資金の確保、繭維持のための乾繭共同保管に対

する助成、その他の適切な措置を総合的に講ずるとともに、原料産の合理的増産と、生糸製造の合理化に努めて参りたいと考えております。農林水産物の輸出振興関係の一般会計の経費として約二億八千万円を計上し、他の資金源とともに遺憾なきを期したいと存するのであります。

第四に、治山治水、林業対策について申し上げます。国土保全の建前から、治山、造林、林道等の事業につきましては、引き続きこれを効率的、計画的に実施したいと存じておりますが、なかなか国有林以外の水源林野、公有林野の造林事業については、三十年代一般会計及び特別会計を通じて、約十六億円の経費によりまして計画的な拡充化を行い、本年度を初年度として、計画的な水源林造成計画を実施して参りたいと考えております。

なお、木材利用の合理化の促進を努めるとともに、住宅対策に資するため、昨年の台風による北海道の風倒木の処理を引き続き強力に実施し、その迅速化に努めて参る所存であります。これら山林事業関係の経費として、国有林野事業特別会計の官行造林事業を加えて約百十億円計上いたしました。

以上をわめて簡単にございますが、御説明を申し上げた次第であります。なお、必要に応じて詳細な点は事務当局から御説明申し上げることとしたと存じます。

大要以上申し上げました考え方に基きまして本年度の農林省関係の一般会計予算及び特別予算案等と法律案を提出することとしたしておりますので、慎重御審議の上、すみやかに御可決下

さいますようお願いいたします次第であります。

○委員長(荒木正三郎君) ただいま政務次官から御説明のあった点については、後ほど印刷にして皆さんのお手元へ配付することといたします。質疑は後刻に譲ります。

○委員長(荒木正三郎君) 次に開拓融資保証法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。

本法律案は、本十日、内閣から、開法第二十九号をもって本院先議をもって提出せられ、直ちに当委員会に付託せられたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○政府委員(吉川久衛君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

わが国食糧自給態勢確立の一環である開拓の重要性にかんがみ、開拓者の農業経営の確立をはかることは何よりも緊要でありますので、政府は、これらの開拓者に対しその必要な資金の融通について各般の措置を講じている次第であります。

すなわち、政府は、これらの開拓者に対し農機具、家畜等農業の長期基本資金は、開拓者資金融通法をもつて直接融通しているものであります。その他の肥料、飼料等を購入する短期営農資金融通の方途として昭和二十八年七月開拓融資保証法を施行し、中央開拓融資保証協会を設立して、現在までに一億五千万円の政府出資を行い、この基金をもつて開拓者の債務を保証し、営農資金の円滑な導入をはかつてきたのであります。

その後、この制度に対し開拓者の加

入もふえ、また営農の進展に伴い資金の需要も増大して参りましたため、現在の中央開拓融資保証協会の基金をもつてはとうてい開拓者の債務保証の要請にこたえられない段階に立ち至りましたので、政府は、さらに五千万円を昭和三十年度一般会計から中央開拓融資保証協会に対し追加出資してその保証力の増大をはかり、開拓者の必要とする短期営農資金の融通を円滑にし、もつて開拓者の営農の確立を期する次第であります。

以上が改正法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(荒木正三郎君) 本法律案の審議は後日に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(荒木正三郎君) ではさういたしました。

○委員長(荒木正三郎君) 次に日中漁業協定に関する件を議題にいたします。かねて問題になっておりますこの件については、民間代表者から事情を聞き、あわせてこの問題に関する政府の方針を確かめるため、来る十三日午後一時から委員会を開いて、この問題を議題にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(荒木正三郎君) では御異議がないようでございますから、さうに決定をいたします。

なお当日民間代表者に参考人として出席を求めることになりますが、これら参考人について御意見がございま

たら、お出しを願いたいと思うのです。なお、参考人の腹案としては別紙印刷にいたしまして御配付しておるわけでございます。もしこちらの方で予定いたしております人たちがよければ、そのように決定したいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(荒木正三郎君) 御異議がないようですからさうにいたします。それでは来る十三日午後一時からこの件について参考人の出席を求め、意見を聞くことにし、さつそく所定の手続を踏むことにいたしますから、御了承を願ひます。

午前中はこれで終りたいと思ひますが、御異議ございませんか。ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(荒木正三郎君) 速記を始め下さい。それではこれで休憩いたします。午後零時八分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(荒木正三郎君) それではただいまから委員会を再開いたします。初めに江田委員から要求がございしたノリの輸入の件を議題に供します。質疑のある方は御発言を願ひます。

○江田三郎君 ノリの一億枚の輸入という問題が需給調整協議会の方で相当前にきまつておる通りに聞いているのですが、まだこれが最終的決定に至っていないというのを聞きますが、その間の事情はどうなっているか、それをまずお聞かせ願ひます。

○政府委員(前谷重夫君) ノリの輸入につきましては、われわれといたしま

して、ノリの生産状況等から考えまして、需給状況がどういうことになってくるか、それによつて輸入の必要性があるかというのを検討いたしております。御承知のようにノリは九月から十月ごろから本年の四月ごろまでが、ノリの採取の時期であるのであります。目下具体的な生産の事情を調査いたしております。まあ概括的に申しますと、大体平年作まではいいが、昨年よりもいいんじゃないかな、かういふ見通しを持っておるわけでありまして、価格の状況等から考えまして、生産時期をはずした四月以降における輸入につきましては、われわれといたしましてもある程度の輸入を認めて差しつかえないのではなからうか、かように考えておりました。

○委員長(荒木正三郎君) ちよつともう少し大きい声で……

○政府委員(前谷重夫君) 一応数量的には最終的に決定いたしておりますけれども、一億枚程度の輸入は可能ではなからうか、かように考えておるわけでございます。具体的にまだ最終的の数字の決定が出ておりませんから、決定に至つておらないというのが現在の事情でございます。

○江田三郎君 一億枚の輸入というのは、水産庁としては、この需給調整協議会というののございすね、そのの答申をもつて大体考えておられるわけですか。

○政府委員(前谷重夫君) 水産庁といたしましては今年の生産状況、需給の状況等も勘案いたしますが、同時にまた需給調整協議会の意見も徴して考えて参りたい、かように考えております。

○江田三郎君　そうすると水産庁としての独自の見解からしても、また需給調整協議会の言う一億枚というのが、ちやうど合致するようないことだと思ひますが、これがたゞいまの長官のお話でも生産時期が四月ころまで、これからまあこの生産時期がはずれて又季節的にも今月あたりが需要が一番大きいときだと思ひますが、この輸入公表はまだ行われないというのは通産省にはどういふ事情があつたのでありますか。

○政府委員(板垣修君)　お答えいたします。今水産庁長官からお答えいたしました通り、大体一億枚ないしは私ども金額で見ると百万ドル程度のものを輸入得るといふ見通しがつきましたので、通商局といたしましても輸入の手續を進めております。ただその入れ方につきまして多少まだ議論がございまして、最後のところまで、決裁を得るところまで至っておりませんが、水産庁の方で需給数量でもきまりましたならば、相伴ひまして私どもの方でも輸入手続の方をなるべく早く決定したいといふふうに考えております。

○江田三郎君　この一億枚ということになるのか、百万ドルということになるのか知りませんが、大体一億枚と百万ドルといふのは似たようなことなんでしょうね。

○政府委員(板垣修君)　昨年の一ドルという単価にしますと同じでございますが、今年は八十セントくらいは値段という見当になりますので百万ドルということになると思ひますが、大体まあ同じと考へております。

○江田三郎君　このノリの問題について

て昨年度の一億枚という予定が、輸入実績が多少オーバーして、それがまだ残つてゐるというふうなことがあるのでございませうか。それからまた現在密輸入品も、どこに置かれてゐるかしりませんけれども、そんなものがあるわけですか、どうでしょう。

○政府委員(板垣修君)　昨年度は、百万ドル、一億枚ということで輸入をいたしましたのでありますが、単価の関係で、実際は一億枚入れ得なくて、三千万枚ばかり税関に残つておるものがあります。そのほかに、昨年の暮ころから密輸入の形で来ているものがあるといふことは聞いておりますが、それはどのくらいになりませうか聞いております。

○江田三郎君　今の三千万枚というのは、一億に入れて三千万枚残つてゐるということになるのですか、どういふことですか。

○政府委員(板垣修君)　一億枚入れ得なかつたのであります。一ドルの単価で百万枚入れるはずであつたんですの

が、一ドル四、五十セントになりましたので、結局数量の方を切りまして、七千万枚程度しか入らなかつた。

○江田三郎君　水産庁の方としては、今の一億枚というのは、今のお話の、昨年三千万枚入つてゐないのは切つて、本年度は一億でよろしいということですか。本年一億ということを含めたのは、昨年の残りの三千万枚さらにプラスといふことですか、どうですか。

○政府委員(前谷重夫君)　われわれの考へたしましては、ノリの年度からいたしまして、四月以降五月以降に輸入するものが一億枚程度が適当と、かように考へております。従いまし

て、現在日本にありまして、国内の市場に仕出回つておらないものはそれは新しい輸入と同様に内数として考へております。

○江田三郎君　密輸入の数量なり、取扱ひ者とか、管理されてゐる港とか、こゝろのことはおわかりになつておりますか、どうでしょう。

○政府委員(板垣修君)　全然わかつておりません。一部はあるいは税関で押収されまして税関のところにたまつてゐるものもありましようけれども、それうでなく、陸揚げされてゐないものが相当あるのじやないかと思ひます。一時昨年の暮ころは船の上にあつたといひますが、いつまで船の上にあるわけではありませんが、結局まあ韓国に戻つていつたのじやないかと思ひます。その辺はよくわかりません。数量もいろいろ差がございまして、三千万枚あるいは四千万枚といふ説もあり、それより少いといふ説もあります。全然数字の方はつかめておりません。税関で押収してゐるのはさう多くはないと思ひます。

○江田三郎君　それは何らかの方法で、もう少し実態を調べて御報告願ひたいと思ひますが、まあこれは別にして、一体密輸入品の今後の処置についてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(板垣修君)　密輸入のものにつきましては、日本政府のいたしまして、これを合法的に入れたいといふようなことは考へておりませんが、また韓国政府に対しては、この輸入を、たとえば無為の形で入れるといふようなことは、韓国政府のいたしましては、知つておりますが、向うと

しては承知しないと思ひますから、私どもとしてはこれをLCを開いた正規の手續で入れるなら別であります。それ以外の方で輸入を認めるといふようなことは考へておりません。

○江田三郎君　その点はつきりお答えでありたいわけですが、正式にLCを開くといふことが出来るのですか、どうでしょう。

○政府委員(板垣修君)　この密輸入のノリにつきましては向うのシッパーとしてはわからないわけでございますが、おそらく正規の商取引に乗せるのは非常に困難ではないかと思ひます。

○江田三郎君　そうしますと、密輸入品につきましては、韓国政府との関係からいたしまして、今後これがこのまま入つてくるといふことはないものだと、こゝろ考へていいわけですね。

○政府委員(板垣修君)　そうお考へ願つていいわけですね。

○江田三郎君　それから本年度の分が輸入公表がおくれているといふのはいろいろ事情があつてといふようなこともおつしやいましたが、一体どういふ関係なんぞございませうか。もう少し内容を聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君)　主として輸入方式の問題でございまして、韓国のノリにつきましては、私も通商局のいたしまして、韓国貿易協会の見地から、できる限り、ノリその他の水産物は入れたいといふ実は希望がございまして、これは一面国内の生産業者に非常な関係がございまして、この点につきましては、農林省とも生産者側の意見を聞いて、需給関係を見ながら入れ方をさめるわけであり

ますが、そういうふうな関係からいたしまして、この韓国のノリにつきましては、もう少し自由に入れたらどうかといふことで、いわゆる自動承認制にしてくれといふ要望も相当あるのであります。この考へ方に対しては、私どもの方といたしましては、韓国貿易の拡大の点から望ましいのでありますけれども、一方、これをやりますと、非常に価格もつり上りますし、不測の困難を生産業者に与へますので、私どもといたしましては、一応AA制は不適当じやないかと考へております。このAA制といふ考へ、それから入れるにしまして、その割当において、過去の実績の点とか、そのいふ点につきまして、いろいろ議論があらまして、ただいまこの点の調整をはかりたいといふので検討いたしてあります。そのために多少おくれをいふのが実情でございまして。

○森崎隆君　今の江田さんの御質問に對するお答えの中で、ワクが二つございませうね。一億枚というワクと百万ドルというワクとがございませうね。それが、昨年は、ドルの上において値段が高くなつたから三千万枚ほどまだストックになつておる。実際は六千五百万枚ぐらしか入らなかつたわけですね。そのいふふうになると、国内の需給の問題にも影響してくるわけですね。今年はまた八十セントだといふことになる、一億枚プラスアルファといふものが今度ついてくるわけですね。その場合通産省並びに水産庁も同じでございませうが、どちらにウエイトを置いてこれを規制するかといふ方針はきまつておるのでございませうか。

○政府委員(板垣修君) その点につきましては、ただいま水産庁長官からは一億枚、しかも今まで税関にとまっておるものは内数として考えるというような御答弁がありました。通商局といましては、まだその点十分割り切っていない。正直に申しますと、割り切っていないのであります。できますれば百万ドルという金額を主にいたしまして、そうすると、場合によつて一億枚をちよつとこえるかもしれませんが、そういたしますと、もちろん数量はこえますので、この点につきましては、農林省を通じて、生産業者と十分な協議の上実行するということに前提でございますが、その点について農林省と私の方で十分まだ意見の一致を見ておりません。

○森崎隆君 それでは水産庁の方が一億枚という基本線、これを中心にしていくという方針がきまつておるわけですね。それから通産省としてはやっぱり百万ドルというワケで押さえていきたい、数量についてはそのときの時価で多少枚数に増減があつてもやむを得ぬというように今のところ基本的に考へていらつしやるというふうにわれわれはとつていいでしょうか。

○政府委員(前谷重夫君) この際お答えいたしますが、実は昨年度におきましても、一億枚という数量を水産庁として需給の関係からはじき出したわけでありまして。しかし、為替の割当の面からいたしますと、金額的になりましますので、その数量と金額を大体一致するように両省で相談いたしまして、そうして決定して参るということでございます。

○森崎隆君 その問題が価格の問題と

これはもちろん関連する問題ではございますが、三十年度分としてやはり一億一億枚という基本的な点は今の協会の答申もあるし、尊重されるという話でございましてね。そのことを決定する前に、昨年の未輸入分ですね。三千五百万枚ですか、三千六百万枚ですか、これがまだ大阪にストックされたままで、朝鮮ノリとしてそのままおる分をどう処理するかという問題が先決問題じゃないかと思つたのです。これを本年の一億枚の中に入れてやるのか、言いかえれば、昨年中に輸入した六千五百万枚で打ち切る、いわゆる百万ドルというものを中心にして考えると、今年はこれを含めて一億枚にするのか、あるいはまた、二十九年度分は未解決だから三千五百万程度のもものは、これはまあ別途昨年のドルワークというものを適算的にふやしてこれを入れて、その上に新しく三十年度には一億枚を入れるという方針か、そのあたりをはつきりしてもらいたいと思つたのです。これはやっぱり国内需給関係で、国内の生産者についても重大な関係があるし、関心を持つておるだろうと思つたわけですね。この点についてどういふ方針か、少くとも今年の一億枚をきめる前に三千五百万枚の未輸入分については解決しなきゃならん、とらるる責任はあると思つたのです。それはどうするか。

○政府委員(板垣修君) その点につきましてはまあ先決と、税関にありましては先決と申しますか、私どもの考えとしては先決としては今年入れる分と同時に解決したいと、こういうふうには考へます。従ひまして、私どもの希望としては、金額中心でありますから、あるいは一億枚少しこえるかもしれない。いずれにいたしましても一億枚入れてそれに少しプラスする分が生産者側と話がつきましたならば、その内数として同時に解決をしたいというふうに考へております。

○森崎隆君 それでは今年の輸入ですね。これは協議会の方からも、端境期を重点に置いて、国内生産者を圧迫しないように、言いかえましたならばノリの価格に圧力を加えないようにやつてもらいたいという強い要望があるわけですね。これは十分尊重されることだと思つたのですが、この問題は、ずっとシーズンというものは大体きまつてるんじゃないかと思つたのです。そうするともう五月もはや相当進捗して来た今日ですね。早く決定すべき問題じゃないかと思つた。早く決定しようと思つれば、少くとも過去のデータに即してきめられる問題じゃないかと思つたわけなんです。そのあたりについての見通し、きめるとすればいつごろまでに大体決定できるか、これはまだわかりません。

○政府委員(前谷重夫君) ノリの出回りにからいたしますと、森崎先生も御承知のように、大体北から南へ行きまして五月の初旬までに大体生産が終るわけでありまして。これからシーズンが始まるわけでございます。われわれもいたしましては従来から輸入の時期につきましては生産時期を避けてもらいたい。生産が終つてから輸入してもらいたいと、こういう立場をとつておるわけでございます。従ひまして五月以降に輸入していただくというところを申し上げておるわけでございます。

○東隆君 私は今お二人のお話を伺つておりますと、通商局長さんの方は貿易を金の方で行く、それから水産長官の方のお話は需給関係ですね。そこで私は非常に問題があると思つたのです。片貿易になつてもいけないのです。その場合に国内の生産者を助けてやつていくというために別なものはとれませんか、韓国から、たとえば……。

○政府委員(板垣修君) 水産物以外ですか。

○東隆君 以外です。米を考へてみれば相当解決がつくと思つたのですが、これは通商局長さんの方では金を中心にして考へますからこれは出で来ないのです。農林省として考へた場合に、米を入れるということをやれば相当解決がつくと思つたのですが、この問題はどうかですか。

○委員長(荒木正三郎君) ちよつと待つて下さい。ノリの輸入の問題について江田君の質問があつて、関連質問があつたのですから、まず江田君の質問を終つてから、それから東さんの方にお願ひしたいと思つた。

○江田三郎君 さっきのお話でA A制をやることが反対、これは私ども考へても国内の生産事情というものを考へて、そう簡単に利益のとれるものではない、しかし同時にこれは外貨割当をやつた場合に、今度は一ドルになるかなんぼになるかわかりませんけれども、相当の超過利得の出るということもあるわけですが、超過利得の問題については先般来砂糖の問題とか、あるいはバナナの問題とかいうものも問題になつておりますが、これは一体外貨割当をする場合には、何か通産省の方では基準を持つておやりになつておるのですか。ただ過去の実績ということだけでおやりになるのですか。何かそのほかに考慮される問題があるわけですか。

○政府委員(板垣修君) 昨年のやり方は、基準としましては、民間貿易開始以来の輸入実績というのを基準にいたしまして、ただそれだけで十分であるかどうかにつきましては多少の議論もございまして、今回その点もあわせて検討しておるもので、ちよつとおくれておるといふ実情でございまして。

○江田三郎君 大体昨年度ドルを取り扱うインポーターは何社くらいになつておりますか。

○政府委員(板垣修君) 九十社でございます。

○江田三郎君 大口はどこでございまして。

○政府委員(板垣修君) 大口は十六社でございます。具体的に名前を……。

○江田三郎君 これは重立つたものを三、四社お知らせ願つておけばいいのですか。

○政府委員(板垣修君) 伊藤忠、東京食品、第一物産、高島屋飯田……。

○江田三郎君 そのくらいでけっこうです。どうもわれわれのこいつもそういう超過利得を伴うものについては疑問を持つものでありまして、そうかといつて、そういう問題について私どもとしてはもつと通産省の立場とは違つた考へ方が必要なんじゃないか。あんなたの方はいつでもインポーター強化ということを考へてになりますけれども、もつと、インポーター強化以外に最終の実需者というものを考へていかなければならぬし、また国内の生産者

の保護育成ということも考えていかなければならぬと思うのですが、そういう点を今後ある程度考慮の中にお入れになるかどうかということ、そうかといつて、簡単に砂糖のように超過利得を吸い上げるということも不可能なものと思うのですが、そういう去年とは多少違った方法でというのは、問題になつておる要素はどういう要素でございませうか。

○政府委員(板垣修君) 昨年と違つたといひますか、方法というものはただ割当の基準だけの問題でありまして、その超過利潤というものは果して非常に大きいかどうか研究の余地があると思ひます。私は砂糖ほど大きくはないと思ひます。また御指摘のように吸収すると言ひましても、吸収の方はちよつと考へつきませんけれども、そういう点についていただいたところ頭にはございませぬ。輸入業者の割当における基準について、もしそれで検討の余地がありますれば検討したいと思ひます。

○江田三郎君 まあ私もはあなた方といふも意見が違ふのでして、インポーター第一主義というのでなしに、もつと国民全般を考へてやつていただきたたい。インポーターを強化すれば国民全般に利益になるのだと言われればそれまでですが、その点は必ずしもイコールにならぬと思ひます。その点は一つ要點として申し上げておきたいと思ひます。

それから密輸入品についてはこれはLCをするということも不可能であるから、これは輸入できないだろうとさつきおつしやいましたが、これは問題は違ひますけれども、この前コン

ニヤクの密輸入品がございましたね、これは何か入札で国内で払い下げをなさいましたが、ああいうようなことにならぬおそれはございませぬか、なつてもらつちや困るのですが……。

○政府委員(板垣修君) コンニヤク例は私は知りませんが、ノリにつきましては先ほど申し上げました通りで行きたいと思ひますが、かりにもし税関で押収されたものがある程度あるということになりますと、この処置としましてあるいはその払い下げということも起り得るかもしれません。その際はこの数量の問題が非常に大きくなりますれば、全体の数量の中に入れるという問題も起つて来るかと思ひます。が、先ほど御指摘のように税関でどれくらい押収品があるかということとちよつと調査して見ないと、その実態を調査してみたいと思ひます。

○江田三郎君 その税関の押収品を処分した場合の処分金というものが不正な輸入をした人に渡るといふことはございませぬか。そのときの金はどういう工合に処分されますか。

○政府委員(板垣修君) それは税関の方の規則に従つて国庫庫に納められます。

○江田三郎君 まあそこまではつきり言つていただいたので一応安心なんです、が、どうも僕らはこの農林委員会におりますと通産省の、特に通商局の方というものは本当は心服してないのです。たとえば砂糖輸入についても先般立川の無為替輸入というものがあつて、私はこれについてもいろいろ調べてみた、どう考へても私の調べによると納得いかない、それでそこまです局長が言われるから間違ひないと思ひ

ますけれども、無為替輸入ということのないように、そうしてルートを乱すことのないようにお願いしておきます。

○東隆君 先ほどお伺ひしました問題ですが、水産庁の場合は数量の調節をやつて国内の生産者を考へておる、それから通商局の方はそうではなくて貿易のバランスの面、それでこれの調節をやる場合に私は金でもつて計算をしないで別のものでもつて、もう少し違つたものでもつて片貿易を是正する方法はないか、この問題なんです、それで先ほどお聞きした通りに米をもつてこれに代替できる、ノリの代りに計算する、そういう計算はできないか。ノリの問題はこれは昨年生産が非常に悪くて今年の生産が非常にいい、こういうような関係で昨年の数字をそのまま持つて来るわけにはいかんのだと思ひます。そんなような関係でこの問題は、これは私は日韓貿易を通して別な角度から考へなければならぬ問題じゃないか、こう思ひますが、その点で一つお二人から御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) ただいまのお話の点は、私の申し上げたのはもちろん韓国との貿易拡大が非常に主眼としておりますから、しかしそれだからといつて国内で要らないものを入れようということではございませぬ。たまたまノリにつきましては国内の全体の生産量からいたしましてやはり韓国ノリに對して需要がある、従つてその需要、しかし一方生産者の関係の面がございしますので、生産者等これらをかね合せて大体の数量なり時期をきめて入れ

ておるわけでございます。その点につきましては私どもの考へと水産庁の考へと若干大きな懸隔はないわけでございます。それからそれ以外に韓国の貿易で入れるものはないか、この点は私どももいろいろ研究しておりますが、遺憾ながら韓国から水産物と米以外に大物はなないのでございします。無煙炭が少々、あと二、三の非鉄金属類があるだけでございまして、やはり大口なものはどうしても米と水産物ということになります。御承知の通り米は従来入りませんでした、ただいま韓国米の購入につきまして多少話が進行中でございます。こういう点が入りますれば相当大きな金額の輸入になります、韓国貿易の拡大に非常に役立つと思ひます。そういう点から考へますとノリの金額なんというものはそう大きな地位は占めておらないわけでございます。ただ先ほど申し上げましたように国内の生産量と摩擦が生じない限りは、ノリも少々、水産物も少々入れてほしいといふのが通商局の考へでございます。

○政府委員(前谷重夫君) ただいまの数量と金額の問題でございしますが、これはわれわれといたしましては一定の数量といふことで、これはまあ金額との関連におきまして一枚も違わないうことを言つておるわけではございませぬ、大体それに近い数字と、数量と金額にならばいいといふことで協議をいたして参りたい、かように考へております。

○東隆君 水産庁長官は前に食糧庁長官をされておられたのですが、それで水産庁長官として今年のノリの増産、国内の増産といふものはこれは相當な

ものであらうと思ひますが、一昨年は非常に悪かつた、こんなような関係から問題もやはり非常にあらうと思ひます。それから今米の輸入の問題についてはこれは始まるそうですが、もちろんいつを大きく進めて行くべきではないか。朝鮮事變の前に一応米の輸入が多少あつたのですが、それで朝鮮事變でもつてしまつておつたわけですから、これから開始をして行く可能性が十分にあると思ひますが、近い所からおしい米を入れた方が一番いいのじゃないか。こういう考へ方がありますから、これを農林省としては通産省の考へ方を是正する意味において大きく米の輸入を考へべきではないか。こゝに考へ方を持つわけですが、幸い農林政務次官も見えておりますから、そういう考へ方についてどういふように考へておられるかお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) 農林省といひましてはでござたら韓国から入れたといふ考へておりますが、ただいまのこと取引の条件、価格等について相當の開きがありますのでまだ具体的に持つております。

○青山正一君 先ほど韓国の輸入魚のお話がありましたが、この機会に一つ水産庁の御意見はどういふふうな御意見か、それから通産省の方はどういふ御意見か、その点について一つ御説明をお願いしたいと思います。もう一つは、ノリの数字はもうはつきりきまつてゐるのですが、これをいつごろやるのですか、その時の決定は見えていないようですが、これはいつごろになるので

すか、その点はつきりしてもらいたい。この二点について。

○政府委員(前谷重夫君) 鮮魚の問題につきましましては御承知のように、今韓国との問題につきましましては漁業のいろいろの問題がございます。われわれもいたしましては水産物の全体といたしまして国内自給が当然であるし、また当然国内自給でやるべきだ、かように考えております。ただ国民生活の必需品でございます。イリコとかそういう国民の必需的なものにつきましましては需給状況によつて例外的に認めて参る、かように考えておるわけでござい

ます。延いまして鮮魚につきましましては特殊の例外を除きまして原則としては輸入は好ましくないというふうに考えておるわけでござい

ます。ただ通商上の問題もござい

ますが、同時に先方の沿岸のもの、あるいはその魚類につきましまして国内で非常に不漁である、価格的に相当高騰を来たしてある、こういう状態があり

まする場合には、われわれとしても再検討をする必要があらうと思ひますが、原則としては国内で自給すべきものだ、かように考えておるわけでござい

ます。それからノリの輸入の時期につきましましては私たちがいたしましては生産時期をはずれた五月以降であれば差しつかえないと、こういう態度をとつております。

○青山正一君 これは水産庁の御意見ですか、それから農林省も通産省もその御意見ですか。

○政府委員(前谷重夫君) 大体そういうことを通産省と協議いたしまして、そういう両者の間に意見の違ひはないと思ひます。

○青山正一君 五月以降というのと、五月に決定するといふのか、それとも六月になり、七月になるといふのか、その点は、その点は。

○政府委員(前谷重夫君) 水産庁の立場だけを申しますと、生産時期は先づれた時期、五月以降ということになつておるわけでござい

ますが、これは先ほど江田委員からもお話がござい

ましたように、需要の時期もござい

ますが、通産省の準備が整へばできるだけ早くということに考えております。

○青山正一君 何かその数量的な問題について、たとえば金の問題と、それから改訂の問題ですね。その問題で、それはぐん

になつておるので、両者の間の意見が一致しないままでは、それがま

とらな

い、政務次官や局長なり皆さんが判を押してあるが、大臣が判を押さないで困つておるよ

うに聞いておるのですね、その真偽のほどを伺ひたいと思ひ

ます。○政府委員(板垣修君) 通産省でおくられておりますのは、農林省との間に金額、数量の問題でもめておるわけではござい

ませんで、ごくわれわれの通産省内部の割当の方法、輸入の方法でござい

まして、大臣が無理を言つて判を押さな

いという意味ではござい

ます。この点がもつとつきりすれば、じき決裁が頂ける状態になつておると思ひ

ます。○青山正一君 それから通産省は先ほど水産長官がおつ

つたように、私どももいたしましては韓国貿易発展のためにできるだけ輸入をふや

すという意味で、希望といたしましては鮮魚も入れ得るならば入れてほしいとい

うこと

でございますので、ただいま水産長官からお話がありまして、た

たように、特別の例外の場合を除いてはなかなか困難な事情があるとい

うことになつておりますので、それを無理に押して

まで私どもは入れようといふ考えはござい

ません。ただ従来、従つて入れ得る活魚であるとか、あるいはイリコとか、そ

ういふようなものを輸入しておりますし、もし日本の事情が許し

まして、日本では比較的生産が少い高級鮮魚とい

うようなものが国内の需給上差しつかえないとい

うことであれば入れてほしいといふことであり

ます。○青山正一君 時日の決定はやはり五月中にやるお氣持ですか、どうです

か。○政府委員(板垣修君) できるだけ五月中に決定をいたしたいと思ひ

ます。○青山正一君 ありがとうございます

。○森八三三君 今までの質疑をちよつと聞いてお

りまして、非常にわけがわからんような氣持になつてお

ります。この問題は去年問題になりまして、かなり論議を

されて一応昨年結論が出たのですが、今伺つてお

る一億枚は百万ドルだといふ議論が出ておりますが、

これは昨年来の経過をよくお考えになれば今

そういう議論がこへ持ち上つて来るわけはないので

す。というのは、去年の通産当局の御意向は二

百万ドル入れたといふことであつたのです。が、

しかし国内の生産者を圧迫してはなら

ないといふ、国内産業を保護しつつ輸入をや

つて行くといふ大原則に立つていろいろ考慮され

た結果、国民生活を圧迫してはならぬので需給関係

から考えて一億枚といふものが決定されたのであ

ります。で、本年も水産当局の方で需給情勢を考

えて一億が妥当であるといふ線であればその数

量で当然決定されてしかるべきものと、こ

う思ふのです。百万ドルといふ議論がこへ出て来るはず

はない。そういう議論が

出て来ることは実に不可解だと思ひ

ます。それから昨年

から繰り越してある三千万枚とか三

千万枚とか三千万枚とかいふものをそれをどう

するかといふ問題であり

ますが、これは昨年の需給は済んでしまつたのであ

ります。が、今年

の需給関係から分る食へと言つても食へるわけでは

ござい

ませんので、今年の需給関係から当然

律せられるべきものであります。そう

すれば今年の需給関係で一億とい

うものが正し

かるべき数字であるといふたしますれば

昨年のストックを加えて一億、本年新

しく入つて来るのは三千万、こ

ういふことにならなければ筋が

ちつとも通らない、こ

う私は思ふのでござい

ます。でござい

ますので、百万ドルとかい

ふ議論はこの際一つやめて

いただきましてやはり民生

の安定といふ線と国内における需給関係の保護とい

ふ線とを切り切つてもら

うといふことではいか

なものでござい

ます。○政府委員(板垣修君) 先ほど私が要

らんことを申し上げたか

もしれません

が、百万ドルといつた、

これは私の議論として

取り上げたわけではあり

ません。ただ百万ドル一

億枚かどうかといふ点

は最後のところ農林省と

は金額になりますので、かりにもし一億枚、八十セントということになります。それは八千万ドルということになるわけですが、いざにいたしましても数量につきましては責任官庁である農林省と協議し、農林省の意見を徴しまして輸入をしたいというふうに考えております。

○森八三三君 そうしますと大体数量の点においては農林当局のお考えが現在の需給情勢から考えて一億というところであるとすれば、通産当局もその一億ということとを認めるという結論になるわけでございます。そこで一億という数字がはつきりした、而も需給調整協議会におきましては輸入業者と生産業者との懇談の結果がやはり同じ結論を得て答申をしておられるということでございますから、これはもう一億で即時断行ということになりますと、生産時期はすでに過ぎ、需要時期はその最盛期に入っておられるのですから、これはまことにしておると、また昨年の轍を踏んで需要時期に間に合いませんで国民にも難儀をかけるという結果が生まされるわけでございますので、一刻も早くその決定をされたい、こう思うのであります。ところが先刻来のお話を聞いてみると、その割当等についてまだ通産当局の中で多少の問題が残っておりますというお話でございますが、これは今年初めて起きた問題ではなくて、すでに昨年相当論議は尽して協議会というものを作ることについて通産省当局の非常な御配慮のもとに進んだこととございまして、昨年の輸入の実績、ルート、取扱業者というものもあると思うのでございまして、そういう歴史があり、経験があるのですから数量

量ということがきまればそうむずかしい問題が起きようはずはないようにわれわれは常識的に考える。それが何か問題がありそうなお話はどのようなことなんでしょうか、ちよつと了解できないのでございまして。昨年の歴史があり、実績がありいたしておるのでございまして、そう新しい連中が顔を出して来て割り込もうというところではなからうと思うのであります。またそういうことであつてはならん、こう思うのであります。それは何かもやもやしているというの、これは私の想像でございますが、当らないかも知れませんが、先刻江田委員からも御質問がありまして、いわゆるゆるゆるのルートで入つてきておられるものがあり、そういうものは数量ははつきりつかんでおらんが、巷間伝えているところでは、三千万とか今言っている話もある。そういうようなものまで考えなければならぬというように、これまで御心配になつておられるにも思われるし、そういうものは正式の為替を開くわけにいかん、取り上げるわけにいかんというはつきりした御答弁をいたしますところを見ますと、そういうものではないというようにも思われる。いたしませんと、その割当問題です。農林省も一億という数字をおきめになり、関係者も一億を答申をしておつて、すでに二カ月も時間が経過して需要の最盛期を失いかけておられるというやうなことでは、これはおかしい話である。こう思うわけでありまして、その割当で非常にお困りになつておられるのはどういふことでありますか。

○政府委員(板垣修君) 先ほど江田委員にお答えいたしました通り、割当の方法につきましては、昨年私どもでいろいろ研究しまして、できた輸入方式というものは、私の方では依然として事務的には最善であるというようにも考へておりますけれども、しかしこれは非常に問題の多い輸入物資でありますので、常にほかの議論は出てくるわけでありまして、従いまして輸入方式としてA A制を考えてはどうかという意見も出てきたのであります。これは別に需給調整の問題とは関係ないのであります。ただ純粹の一つの考え方としてA A制の方式を考えたらどうか。韓国の貿易の発展のために、向うの数量も限られておることだし、みな入つたところで大したものではないのでないかという、いわゆる拡大貿易論であるのであります。そういうことでちよつともめておる。それを一方水産庁側の方としても少しおくられておること、もうしばらくの間、五月中には決定し得る段階ではないだらうかと見ております。

○森八三三君 そうすると自動承認制の問題が問題になる、そう考えます。そうだとすると、それは一億枚という話とそこで食い違つてしまふ。そういう議論は、今の議論としてはこへ出て来ない議論ではないか。

○政府委員(板垣修君) その通りです。現在はその通りであります。

○森八三三君 そうしますと大体話はわかりましたが、今月中に一億枚ということでは御決定を願うということに大体われわれは理解しておりますので、これ以上この問題は繰り返しません。その残つておる昨年の三千万とか幾らという数字が、これが一億のうちへ入るのか入らないのかという問題も

一つ残ると思ひますが、一億という数字がどこから出てきておるかという根拠をお考えになると、これはきわめて明確な問題なんです。今年度輸入する全体数量が一億ということとございまして、昨年からの持ち越しまでを加えて一億という結論が出ない、今年の需給調整をはかるという趣旨がこれらと一致することは、十分一つ念頭に置いておきたい。それでなければ筋が通らんとお思ひますので、そのことを一つ希望として申し上げておきます。

その次に伺ひしておきたいのは、やみで入つておる数量が、幾ばくであるのかは、通産当局でまだつかりた資料をお持ちになつておらん、これは当然であると思ひます。税関のルートを通じてあるいはわかるかも知れませんが、通産当局はわからんということはわかりませんが、かりにその数量がはつきりした場合、その始末は一体どうなるのか。それが正規のルートを通じて入つたものではないのだから、それぞれの法規に照らして没収をする。没収いたしましたものを捨てるわけに参りませんので、これはやはり国内で、何らかの姿を通じて出回るといふことになりまして、これは実質的に一億枚というあいまいなワケはこわれるのです。結論的にこれとわかれることになりまして、ここで一億という議論をすることが、また非常に問題になつてくる。そういうものはあくまでも現地へ送還するという手続をおとりにならなければ、一億という議論はナンセンスになつてしまふ。こう思うのであります。やみルートで入つてきておるといふものは、現在是不確定だ、

確定した暁、それをどう処分されるのか、その方針を一つ伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 先ほど申しました通り、実は実態は把握してございせんが、もし税関に没収されて、すでに陸揚げせられたものがあるとするれば、これは捨てるわけにいきませんから、競売に付するわけでありまして。その際もし必要になれば、一億枚ということとは絶対に動かせないという前提の線に立ちますれば、それは内数にして処置する。ただ私どもの理解しますのは、盛んに密貿易ノリがあると言われしておりますが、これはどうも日本と韓国との間に横行しておるので、日本に陸揚げされたものはそうたくさんないと理解しております。

○森八三三君 その点、今おっしゃるやうに、陸揚げされたものはそうないといふことで、一億枚といふものはそう一枚運つてもいかにといふ数字でもないと思ひますので、お話のごとくであればこれは問題はないと思ひますが、巷間伝へられておる通り、三千万とか四千万といふ大量に上つておるといふことになりまして、それが没収処分といふことになりまして、その数字は一億の上にプラスされる、といふことになりまして、非常に大きな不利を生ずるといふことになりまして、それがもし一億のうちに入るといふ計算をいたしますと、これは密貿易の結果的には認めたとはいふやうな変な姿が、経済的には起きません、起きませんが、形の上ではそういうことが実現してしまふといふことになる。その辺の取扱いはきわめてデリケートな問題でございまして、今こゝで私は御答弁を伺おうとは思ひません。思ひ

ませんが、あくまでもこの韓国ノリの措置については昨年の二月から二、三カ月にわたって当委員会が論議を尽して農林省、通産省でよく御了解を願ひ、通産省も非常な熱意のある御指導のもとに四端に今日を得ておる。このことがこれまでに十分に措置をされたいという希望を申し上げ、今年分については御実行を願ひたいということ希望をいたしまして、私の質問を終ることといたします。

○千田正君 私は特に政務次官にお伺いしたい。これは御承知の通り韓国との間は李承晩ライン等を引かれて日本の漁民がそこを行かない。王迫されておるから。今もってこの問題は未解決のままである。にもかかわらず一方においては韓国の生産のノリを入れて、国内の零細農民を苦しめなければならぬ。この問題を一体どういうふうにお政治的にあなたはお考えになつておられるかということ。通産当局側からの説明に、この前から、われわれは昨年以來幾回となくこの問題を討論したのでありますが、韓国との貿易は比較的片貿易になつておる。早い話輸出、この決済においては、もう貸しになつておる。その回収はどうしてもある程度ノリのようなものを入れなければこの決済のバランスがとれない。こういうので韓国のノリを入れるのだという通産当局の説明である。しかしわれわれから言いますれば、通産当局の説明の理由もありましようが、水産当局の考えからいへば、一方においては漁業のいわゆる操業を禁止し、あるいは暴力をもって圧迫されて、片一方では商売が成り立たないのだから、それを入れなければならないと、国内の水

産の零細漁民まで圧迫しなければならぬということ。これは矛盾した政策だとわれわれは考える。この調整をどうするか。それでしぼつた結果が先ほどから論議の重点になりました。億枚というところにいつたんでありますが、これをずっと継続していくのかどうか、こういう問題を私ははっきりしてもらいたい。通産当局といつても問題になるのは、そういう問題が常に最後にくというところ。セクシヨナリズムのような関係になつてしまふ。たとへば石油の輸入の問題にしてもその通り、実際もうけておるのはだれかということとを考えると、元請の外貨の割当を受けたものはもうけておる。実際のその配給を受けておるして日本の今のような輸出貿易のための生産に従事しておるものは高い石油を買わなくちゃならぬ。この調整はうまくできないものかどうか。私はこの点を、これはいつでもこの問題が出てくるたびに思うのですが、絶対韓国ノリはわれわれは、去年の水産委員会としましては、絶対輸入を禁止する。禁止するのは当然である。少くともこの李承晩ラインを撤廃しない限りにおいては、こういう問題を禁止して、われわれは国内の水産業を保護しなければならぬ。こういう観点のもとに、強く農林当局にも申し入れておつたはずであります。この点について今後の政策はどういうふうにお考えになるか、一応承承つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) お答えいたします。御意見の点については全く同感でございます。御質問の点につきましては、御案内の通り、韓国とわが国との関係はたゞいままことに好ましか

らざる状態にあるといつて差しつかえないと思ひます。しかしながら最近——韓国においては李承晩大統領が日本との貿易をきらい、何か感情的であるがごとくわれわれには受け取れるようないろいろの行爲、行動等が見受けられますが、最近ではアメリカとのいろいろの貿易において非常に国内のインフレーションで苦んでおるようでございますから、日本との貿易をもっと盛んにして、通商貿易の面からこの韓国の今の政治経済の行き詰つた情勢を打開したい、これを通じてこの好ましくない状態を改善していきたい、こういうような声が韓国国内にも起きておるというやうな情報を聞いておりますので、ただいまのノリの問題等につきましてはも應報的な行動に出るよりは、むしろ国内の消費者あるいはノリの生産者の立場を重点に考えていけば、必要な部分についてはやつぱり入れていった方がよいのではないか。それから先ほども東さんからも御質問があつたのですが、ただいま韓国では米を日本へ何とて買つてもらいたいという非常な熱心な要望がございますが、御案内と思ひますけれども、ただいまのところ価格の面においてどうもまだ折り合はないところがございます。それについて技術的にいろいろの、グライベートではありますけれども、これらの問題をもつと日本政府としては積極的に取り上げて、この調整に乗り出していく必要があるのじゃないか、技術的に解決できる問題があるとするならば、そういう面から打開をして、もう少し貿易通商を通じて兩國の間をよくして、そして李承晩

ライン等の好ましくないいろいろな問題の解決にも資していきたい、かような方針で進みたいと考えております。

○千田正君 これは農林次官のお答えはごもっともと思ひますが、われわれから特に言ひたいのは、こういうチャレンスをつかまえて、きょうは外務省の責任者はおられませんから、外務省に向つて要求はできませんけれども、こういうチャンスをつかまえて、今まで兩國の間に横たわつておるところの、ことに国力の伸張に關係する李承晩ラインの問題、竹島の問題、こういう問題を解決するためには、やはり一方においてはもうした通商貿易というやうなものを掲げて、はつきりこの際韓國の貿易を正常に戻すなら、一面において國權の回復というもの、あるいはその公海におけるところのいわゆる國際法上からいへば當然自由に操業するべき問題等を回復するまでに積極性を持つてもらいたいと思ひます。これはもうこつちはとめておいて商売はしたい、こういうことでは私は納得いかなないじゃないか、これはどうしても今の問題のように、かりにただ貸しになつたからそれを取るためにノリを入れるという考えじゃなく、おそろくそうじゃないと思ひますけれども、貿易を正常化して韓国との間に親善をさらに増そうというならば、一面においてあれだけの問題を、今兩國の間に最もむずかしい問題となつておるところの李承晩ラインの撤廃問題、竹島の占領問題という問題に対して、一方においてはこつちの実質的な問題から解決する一つの大きなキー・ポイントとしてこれを積極的に出してもらいたい。ことに

農林当局からこれは強く外務当局にも要請してもらいたいと思ひますので、この際つけ加えて要望申し上げておきます。

○政府委員(吉川久衛君) 全くごもっともでございます。

○委員長(荒木正三郎君) ほかに質疑ありませんか、この問題について……ではこの問題については終ります。ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(荒木正三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて委員会は終ります。

午後三時七分散會

- 四月二日本委員会に左の案件を付託された
- 一、林道開設費國庫補助に關する請願(第二四号)
 - 一、山地崩壊予防事業予算措置に關する請願(第二五号)
 - 一、山地荒廢復旧事業等の國庫補助増額に關する請願(第二六号)
 - 一、災害林道復旧事業予算増額に關する請願(第二七号)
 - 一、森林計画に基く林道開設年次計画実施の請願(第三一号)
 - 一、保安林改良事業費國庫補助に關する請願(第三二号)
 - 一、大阪府古川沿岸農業水利改良事業等施行に關する請願(第四九号)
 - 一、災害崩壊地復旧事業促進に關する請願(第五六号)
 - 一、長崎県佐世保灣漁業禁止制限に關する請願(第六三三号)
 - 一、治山事業費全額國庫負担に關する請願(第七五号)

一、かんがい排水機費用国庫負担に
関する請願（第七六号）

第二四号 昭和三十年三月二十四日
受理

林道開設費国庫補助に關する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 三浦 辰雄君

山林荒廢の復旧、粗無林の改良、造林の促進、造林地の保育管理等は現下緊急を要する施策であるが、これらの事業を推進するためには林道の開設が必要であるから、林道開設費に對し国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第二五号 昭和三十年三月二十四日
受理

山地崩壊予防事業予算措置に關する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 三浦 辰雄君

現在実施中の治山事業は、いわゆる治療医学的措置でもより重要な事業であるが、森林状態、地質、地形等からみて豪雨時に直接災害の因をなす上流水源地帯の地すべり、山崩れ、又はけい流浸しよくなる土砂崩壊の虞れのある地域に予防医学的見地から事前に山脚浸しよく防止、土砂流出防止的な予防施設工事を施すことが最少の投資で最大の効果を収められるものであるから、山地崩壊予防事業に對する予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二六号 昭和三十年三月二十四日
受理

山地荒廢復旧事業等の国庫補助増額に
関する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 三浦 辰雄君

政府においては昨年の大水害にかんがみ治山治水対策協議会を設け、治山治水に關する抜本的対策、また海岸砂地の増進、治山造林の促進、水災害の防除等を實現するため、国庫補助予算の増額と増額を圖り、森林計画に基く林道開設年次計画を優先的かつ確實に実施せられたいとの請願。

第二七号 昭和三十年三月二十四日
受理

災害林復旧事業予算増額に關する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 竹下 豊次君

近時連年ひん発する水害のため既設林道の被害は深刻なものがあつたが、これを急速に復旧しなければ山地に滞貨する木材、木炭、薪材等は風雨にさらされ品質が低下しはなだしいものは腐朽して全く利用価値を失ひばく大な損害を招き山地災害の復旧事業等にも重大な支障をきたし災害林道の緊急復旧を必要としているから現行年次計画区分の三、五、二を初年度においてその大半を復旧するよう予算の増額措置を講ぜられたいとの請願。

第三二号 昭和三十年三月二十五日
受理

森林計画に基く林道開設年次計画実施の請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 中田 吉雄君

森林計画を円滑に運用し、森林生産力の増進、治山造林の促進、水災害の防除等を實現するため、国庫補助予算の増額と増額を圖り、森林計画に基く林道開設年次計画を優先的かつ確實に実施せられたいとの請願。

第三三号 昭和三十年三月二十五日
受理

保安林改良事業費国庫補助に關する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ
三七九全国山林植苗協
同組合連合会内 菅沼
良太外二名

紹介議員 江田 三郎君

保安林整備が広範に推進されつつある現在、保安林の保育改良事業に對する促進措置が講ぜられていないために保安林としての機能を充分に發揮できない現況であるから、保安林指定の目的達成のため、すみやかに樹種の改良、林種の転換、その他施策方法についてその林地に最も適した保育、改良事業が実施できるよう国庫補助せられたいとの請願。

第四九号 昭和三十年三月二十八日
受理

請願者 大阪府守口市市長 木崎
正隆外二十四名

紹介議員 荒木正三郎君

大阪市の東方淀川と寝屋川に囲まれた守口市外一市七箇町村にまたがる河内平野の耕地二千三百二十町歩は、既に堰田単作地域の指定を受け、大阪府においても地元民の多年の願望によつて大阪農業水利改良事業計画を樹立したが、本改良事業実施には十億八千万円の巨費を要することと連年うち續く災害に苦しんでいる農民の力ではどうすることもできない事業であり、また建設省所管の寝屋川改修によつてはじめて所期の成果をあげ得るものであるから、昭和三十年度を期しての本事業に對する国庫補助成と併せて関連事業としての寝屋川改修工事の強力なる推進について特に善処せられたいとの請願。

第五六号 昭和三十年三月二十九日
受理

災害崩壊地復旧事業促進に關する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 植竹 春彦君

山地の崩壊は、下流の災害を深刻にするばかりか、直接その附近の各種施設を破壊し、人命財産を奪うことも少なくない。また次の災害を誘発する最大の原因ともなるのに、従来災害による新崩壊地に對する復旧予算があまりにも少額であるため、崩壊地は放置を余ぎなくされる実情で、年々災害は累増する現況にあるから、すみやかに災害崩壊地復旧事業予算を拡充して災害が

災害を生む悪循環を絶滅するよう措置せられたいとの請願。

第六三号 昭和三十年三月二十九日
受理

長崎県佐世保漁業禁止制限に關する請願

請願者 長崎県西彼杵郡瀬川村
漁業協同組合長 本田
厚外二名

昭和二十五年六月再び佐世保湾全域は、漁業禁止区域となり、さらに同年九月には佐世保湾口に防波網が敷設されたため、以来漁民の打撃は言語に尽しがたく明日の食にも窮する実情であるが、これら漁業損失に對する補償額は事実上の損害の一刻にもみえない状態であるから、昭和三十年度において漁業上の実損害を補償されて、佐世保湾内一市二箇村漁民一千三百六十五名（家族五千八百四十四名）が外海漁業へ転換できるより適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第七五号 昭和三十年三月三十日
受理

治山事業費全額国庫負担に關する請願

請願者 東京都千代田区永田町
二ノ一日本林道協会内
周東英雄外二名

紹介議員 羽生 三七君

民有保安林内で施行されている国営治山事業は、従来その経費の三分の一を地元府県において負担することに定められていたが、最近地方財政は危機に瀕している現況で、特に災害県においてはその窮乏は惨たるものがあるから、地方財政と国土保全の重要性との均衡を図る意味において全額国庫

負担をもつて因営治山事業を実施する
より改正せられたとの請願。

第七六号 昭和三十年三月三十日受
理
かんがい排水機費用国庫負担に関する
請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町大
字蟹江本町字海門寺七
五ノ一 若松兼吉外二
百四十九名
紹介議員 成瀬 喬治君

低湿地帯におけるかんがい排水は米作
に不可欠の問題であり、長い間排水機
費用を農民が負担してきたのである
が、愛知県海部郡地方の農民はこれ以
上の負担にたえ難い現状であるから、
これらの農民を救済するため排水機費
用を国庫負担にせられたとの請願。

四月九日本委員会に左の案件を付託さ
れた

一、蚕糸業振興に関する請願(第八
〇号)

一、漁港修築予算増額に関する請願
(第八八号)

一、みつばちのアメリカカ厲を病を法
定伝染病に指定するの請願(第九
二号)

一、生乳等価格安定法制定に関する
請願(第九四号)

一、畜産物の価格低落に対する緊急
対策の請願(第一一八号)

第八〇号 昭和三十年三月三十一日
受理

蚕糸業振興に関する請願
請願者 長野市緑町一、六一八
信濃養蚕販売農業協同
組合連合会副会長 倉
石吟治

紹介議員 池田宇右衛門君
蚕糸業の振興を図るため、(一)繭糸価
格安定法を改正し、糸価安定帯を、四
万円引き上げて最高二十八万円、最低
二十三万円程度にすること、(二)蚕糸
業法を改正し、繭価の決定には前年同
期の当該組合の検定値を利用できるよ
うにすること、(三)蚕糸金融公庫を設
置すること、(四)蚕糸技術員費を増額
すること等適切有効な措置を講ぜられ
たいとの請願。

第九四号 昭和三十年三月三十一日
受理

生乳等価格安定法制定に関する請願
請願者 長野県議会議長 下平
野四

紹介議員 羽生 三七君
酪農は、有畜農家創設特別措置法、酪
農振興法等の適切な措置によつて飛躍
的な発展をとげてきたが、近時デフレ
経済等のため、生乳等の価格は低落の
一途をたどり、農民に酪農経営の不安
を与え、その意欲を喪失させ、農家経
済安定に多大な悪影響をもたらし、現
在の現状であるから、酪農経営安定の恒
久的対策として、生乳等価格安定法を
制定せられたとの請願。

第一一八号 昭和三十年四月四日受
理

畜産物の価格低落に対する緊急対策の
請願
請願者 福島県議会議長 蓮沼
龍輔

紹介議員 田畑 金光君
現下デフレ経済の深刻化に伴い畜産物
の価格は、急激に下落している上に購
入飼料が高騰をつづけているため、畜
産経営は危機におおわれているから、
これが緊急対策として、(一)牧野改
良、飼料作物の普及等自給飼料増産施
策を強力に進めること、(二)飼料需給
安定法第七条の規定を発動し、すみや

な勢をもつてまん延しており、その被
害はじん大で、長野県はもとより、わ
が国の養蚕界に致命的打撃を与える
ことは必然であるから、これを徹底的
に根絶するために、すみやかに法定伝
染病に指定の上、病根を絶滅する措置
を講ぜられたとの請願。

第九二号 昭和三十年三月三十一日
受理

みつばちのアメリカカ厲を病を法定伝染
病に指定するの請願
請願者 長野県議会議長 下平
野四

紹介議員 羽生 三七君
最近、わが国養蚕界にとつて最も恐
るべきアメリカカ厲を病が発生し、急速

かに飼料価格の引下げを図ること等の
措置を講ぜられたとの請願。

四月三十日本委員会に左の案件を付託
された

一、長崎県佐世保湾漁業禁止制限に
関する請願(第一八二号)

第一八二号 昭和三十年四月二十五
日受理

長崎県佐世保湾漁業禁止制限に関する
請願
請願者 長崎県佐世保市三浦町
無着地佐世保漁業協同
組合長 松本義隆外二
名

紹介議員 秋山俊一郎君
佐世保湾は、同湾内漁民の唯一の漁場
であるが、昭和二十五年六月再び占領
軍により同湾全域にわたり漁業禁止、
夜間航行禁止等の措置がとられ、更に
同年九月には同湾口に防波網が敷設さ
れたため全く漁業の操業が不可能に
なり、湾内漁民の生活は困窮をきわめ
ているにもかかわらず漁業損失に対す
る補償額も事実上の損害額の二割にも
充たない実情であるから、昭和三十年
度において佐世保湾内漁民に対し許可
漁業、免許漁業、自由漁業等の禁止制
限による損害に対し一時補償の上下海
漁業への転換につき善処せられたいと
の請願。

五月七日日本委員会に左の案件を付託さ
れた

一、農業委員会職員経費国庫補助に
関する請願(第二一九号)

一、畜産物の価格低落に対する緊急
対策の請願(第二三一号)

一、農業改良普及事業費国庫補助増
額等に関する請願(第二五七号)

一、農機具共同利用施設資金わくの
拡充強化に関する請願(二五八
号)

一、積雪寒冷単作地帯臨時措置法の
期限延長等に関する請願(第二五
九号)

一、団体営土地改良事業の振興に関
する請願(第二六七号)

一、国営等之原地区かんがい事業施
行に関する請願(第二六八号)

一、特殊土じよう地帯災害防除及び
振興臨時措置法の適用期間延長に
関する請願(第二七一号)

第二一九号 昭和三十年四月二十七
日受理

農業委員会職員経費国庫補助に関する
請願
請願者 静岡県磐田市議會議長
神谷良一

紹介議員 一松 定吉君
現在の農業委員会職員は大半が国の示
す農業委員会職員整備措置要領に基
て資格試験により逐次有資格者に
切り替わっているが、短期間に切り替
えることは困難であるから、昭和三十
年度も従来通り何らかの条件を考慮
せず国庫補助を交付せられたとの請願。

第二三一号 昭和三十年四月二十八
日受理

畜産物の価格低落に対する緊急対策の
請願
請願者 福島市杉妻町一六福島
県議会議事務局内 長谷
川幸太郎

紹介議員 石原幹市郎君
現下デフレ経済の深刻化に伴い畜産物

2 開拓融資保証法第五条第二項の

改正に伴い、政府から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

て、後大輔に重差の指道を図るものとしてゐるが、関係法令の有効期限が昭和三十三年三月末までの恩系から今後事

業の進み方が心配されるため、政府においては本県の特殊事業を考慮の上、

早急に法律の延期方について特別措置

を許せられたことの奇蹟

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する

法律案
開拓融資保証法の一部を改正す

開拓融資保証法（昭和二十八年法

第五條第二頁中「二億五千万円」を「一億九千万円」に改正する。

を「二億円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

印刷者 大蔵省印刷局